

東京労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

平成 29 年 9 月 11 日改定

1 目 的

社会を構成する全ての人にとって就職は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなど極めて重要な意義を持っており、憲法に規定される職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、誰もがその適性と能力に応じて職業に就くことができる社会を実現するためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題について正しい理解と認識を深め、応募者の人権を尊重し適性と能力に基づく公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対する研修等を通じて、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めるとともに、当該事業所内の人権研修の促進・支援を行うことを目的とする。

2 推進員設置対象事業所

- (1) 常時使用する従業員の数が 50 人以上である事業所。
ただし、工場、支店、営業所等については、人事権（採用権）を有する事業所。
- (2) (1)のほか、公共職業安定所長が推進員を選任することが適当であると認める事業所。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、職業紹介事業または労働者派遣事業を行う事業所。

3 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考その他人事管理に関する事項について相当の権限を有する者から 1 事業所につき 1 名を選任する。

なお、事業所の規模等から必要なときは、推進員の補助者を選任し、本制度の実効を期すものとする。

4 推進員の役割

推進員は、すべての人々の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について事業所内における中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること。
- (3) その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

5 報 告

- (1) 新規に推進員を選任した場合、又は人事異動等により推進員に変更があった場合には、別紙「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告」により事業所管轄公共職業安定所長（職業紹介事業または労働者派遣事業の許可・届出に合わせて報告をする場合は東京労働局需給調整事業部経由とする。）あて報告するものとする。
- (2) 推進員を選任している事業所は毎年 6 月 1 日現在の選任状況を、別紙「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告」により事業所管轄公共職業安定所長あて報告するものとする。

6 推進員に対する研修等の実施

東京労働局及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等への協力を要請するものとする。